平成25年５月10日

各　　位

会 社 名　株式会社ジャックス
代表者名　取締役社長　板垣　康義
コード番号　8584　（東証第一部・札証）
問合せ先：取締役専務執行役員　杉山　勉
(TEL：03－5448－1311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年６月27日開催予定の第82期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 現行定款第２条(目的)につきまして、

①目的事項の修正　「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(平成20年法律第74号)、「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号)の施行により、法定用語の一部に改定がなされたことに伴い、目的事項の修正を行うものであります。

②目的事項の追加　事業内容の多様化に対応するため、また当社グループの既存事業の実態に応じた内容とするため目的事項の追加を行うものであります。

(2) 現行定款第15条(招集権者および議長)および第22条(取締役会の招集権者および議長）につきまして、株主総会および取締役会の運営について柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

(3) 現行定款第19条(員数および選任方法)および第21条(代表取締役および役付取締役)につきまして、経営体制の充実・強化に備えるため、また柔軟性を確保するために変更するものであります。

(4) 補欠監査役の選任決議の効力を伸長するため、補欠監査役の予選の有効期間に関する規定を新設するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年６月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成25年６月27日(予定)

以　上

（別　紙１）

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．割賦販売斡旋業務 ２．～19.　　（省　略） 20. 商品券・その他の金券・前払式証票および各種割引優待券の発行、販売ならびにその代行業務 （新　設） （新　設） 30. 前各号に付帯または関連する一切の事業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．信用購入あっせん業務 ２．～19.　　（現行どおり） 20. 商品券・その他の金券・前払式支払手段および各種割引優待券の発行、販売ならびにその代行業務 30.資金移動業 31.債権管理回収業 32. 前各号に付帯または関連する一切の事業
第３条～第14条　　（省　略）	第３条～第14条　　（現行どおり）
（招集権者および議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により招集権者および議長を選任する。 ②　取締役会で選任した招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第16条～第18条　　（省　略）	第16条～第18条　　（現行どおり）
（員数および選任方法） 第19条　当社の取締役は、10名以内とし、株主総会において選任する。 ②～③　　（省　略）	（員数および選任方法） 第19条　当社の取締役は、12名以内とし、株主総会において選任する。 ②～③　　（現行どおり）
第20条　　（省　略）	第20条　　（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、必要に応じて取締役会長１名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役若干名を選定する。 ②　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、また取締役会長１名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により招集権者および議長を選任する。

（別　紙２）

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	②　取締役会で選任した招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第23条～第30条　　（省　略）	第23条～第30条　　（現行どおり）
（新　設）	（補欠監査役の予選の効力） 第 31 条　補欠監査役の予選の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 31 条～第 41 条　　（省　略）	第 32 条～第 42 条　　（現行どおり）